

○みよし市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

令和6年3月29日

みよし市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年9月27日。以下「総合事業実施要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）に要する費用の額に関し必要な事項を定めるものとする。

（第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準）

第2条 第1号事業に要する費用の額は、別表の第1号事業費単位数表に定める単位数に次の表に定める数を乗じて算定するものとする。

訪問型サービス	10.70
通所型サービス	10.45
介護予防ケアマネジメント	10.70

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月14日）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

第1号事業費単位数表

1 訪問型サービス（指定相当訪問型サービス）

（1）指定相当訪問型サービス費

ア 指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）（1回につき）	163単位
イ 指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）（1回につき）	244単位
ウ 指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）（1回につき）	387単位

注1 介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平

成11年厚生省令第36号)第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメント及び訪問型サービス計画(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号。以下「告示第84号」という。))第40条第2号に基づく訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた60分以内の指定相当訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、原則として訪問型サービス費の月当たりの上限は、週1日のときは1,176単位、週2日のときは2,349単位、週3日のときは3,727単位までとし、単に同一の曜日の利用を計画しており月によって5回あることにより上限を超える場合は、必要な範囲内で上限を超えることは差し支えないものとする。

ア 指定相当訪問型サービス費(Ⅰ)

身体介護及び生活援助の提供時間が、20分未満の場合

イ 指定相当訪問型サービス費(Ⅱ)

身体介護及び生活援助の提供時間が、20分以上30分未満の場合

ウ 指定相当訪問型サービス費(Ⅲ)

身体介護及び生活援助の提供時間が、30分以上60分以内の場合

注2 注1ア、イ及びウにおける「身体介護」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。

注3 注1ア、イ及びウにおける「生活援助」とは、掃除、洗濯、調理、買物、薬の受取等の日常生活の援助であり、本人又は家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

注4 注1ア、イ及びウにおける「提供時間」とは、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間をいう。

注5 利用者が、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定相当訪問型サービス費は算定しない。

注6 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定相当訪問型サービス事業

所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定相当訪問型サービス事業所において、前 6 月間に提供した訪問型サービスの総数のうち、指定相当訪問型サービス事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注 7 指定相当訪問型サービスの提供回数は、介護予防支援サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び訪問型サービス計画において必要とされた週 2 回までとする。ただし、総合事業対象者又は要支援 2 の認定を受けている者のうち、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて特に必要であると認められる場合であって、かつ、アセスメントシート（様式第 1 号）、チェックシート（様式第 2 号）及び判定基準表（様式第 3 号）（以下「アセスメント等」という。）において総計6.0以上の場合であって、みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成27年10月 7 日）第 6 条第 1 号のサービス利用の判定に関する会議（以下「判定会議」という。）において必要と認められた場合については、週 3 回とすることができる。

注 8 指定相当訪問型サービス事業所において高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに市長に改善計画を提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、高齢者虐待防止措置未実施減算として利用者全員について所定単位数の100分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 9 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この注において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、

必要な措置を講じなければならないという基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで業務継続計画未策定減算として、利用者全員において所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、当該減算は適用しない。

(2) 初回加算

初回加算（1回につき）	200単位
-------------	-------

注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（告示第84号第4条第4項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、所定単位数を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の

属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(4) 口腔^{くわう}連携強化加算

口腔 ^{くわう} 連携強化加算（1月につき1回まで）	50単位
-------------------------------------	------

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「告示第95号」という。）に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔^{くわう}の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔^{くわう}連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	40単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	60単位

指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	95単位
イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	37単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	55単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	87単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	30単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	44単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	70単位
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	24単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	35単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	56単位

注1 告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 令和7年3月31日までの間、告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、次の表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等処遇改善加算（経過措置区分）

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ1）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	36単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	54単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	86単位

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ２）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	34単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	51単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	80単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ３）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	33単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	49単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	77単位
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ４）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	30単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	46単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	72単位
オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ５）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	30単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	45単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	71単位
カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ６）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	27単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	40単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	63単位
キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ７）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	27単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	40単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	63単位
ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ８）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（１回につき）	26単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（１回につき）	39単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（１回につき）	61単位

ケ 介護職員等処遇改善加算（V9）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	23単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	35単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	55単位
コ 介護職員等処遇改善加算（V10）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	23単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	34単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	54単位
サ 介護職員等処遇改善加算（V11）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	20単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	30単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	47単位
シ 介護職員等処遇改善加算（V12）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	19単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	29単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	46単位
ス 介護職員等処遇改善加算（V13）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	16単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	24単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	39単位
セ 介護職員等処遇改善加算（V14）	
指定相当訪問型サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	12単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	19単位
指定相当訪問型サービス費（Ⅲ）を算定する場合（1回につき）	29単位

2 訪問型サービス（訪問型緩和サービス）

(1) 訪問型緩和サービス費

ア 訪問型緩和サービス費（Ⅰ）（1回につき）	179単位
イ 訪問型緩和サービス費（Ⅱ）（1回につき）	220単位

注1 訪問型緩和サービス事業所（訪問型緩和サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従業者（みよし市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年9月27日。以下「第1号事業の人員等に関する基準要綱」という。）第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が訪問型緩和サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型緩和サービス費（Ⅰ）

生活援助のみの場合であって、提供時間が20分以上45分未満の場合

イ 訪問型緩和サービス費（Ⅱ）

生活援助のみの場合であって、提供時間が45分以上場合

注2 注1ア及びイにおける「生活援助」とは、掃除、洗濯、調理、買物、薬の受取等の日常生活の援助であり、本人又は家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型緩和サービス費は算定しない。

注4 訪問型緩和サービスの提供回数は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び訪問型サービス計画において必要とされた週2回までとする。ただし、総合事業対象者又は要支援2の認定を受けている者のうち、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び訪問型サービス計画において特に必要であると認められる場合であって、かつ、アセスメント等において総計6.0以上の場合であって、判定会議において必要と認められた場合については、週3回とすることができる。

注5 訪問型緩和サービス及び指定相当訪問型サービスを提供できる回数の合計は、週2回までとする。ただし、総合事業対象者又は要支援2の認定を受けている者であって、かつ、アセスメント等において総計6.0以上の場合であって、判定会議において必要と認められた場合については、週3回とすることができる。

(2) 介護職員等処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	44単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	54単位

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	40単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	49単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	33単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	40単位
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	26単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	32単位

注1 告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った訪問型緩和サービス事業所が、利用者に対し、訪問型緩和サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 令和7年3月31日までの間、告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った訪問型緩和サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問型緩和サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、次の表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等処遇改善加算（経過措置区分）

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ1）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	40単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	49単位
イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ2）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	37単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	46単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ3）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	36単位

訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	44単位
エ 介護職員等処遇改善加算（V4）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	33単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	41単位
オ 介護職員等処遇改善加算（V5）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	33単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	40単位
カ 介護職員等処遇改善加算（V6）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	29単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	36単位
キ 介護職員等処遇改善加算（V7）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	29単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	36単位
ク 介護職員等処遇改善加算（V8）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	28単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	35単位
ケ 介護職員等処遇改善加算（V9）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	25単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	31単位
コ 介護職員等処遇改善加算（V10）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	25単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	31単位
サ 介護職員等処遇改善加算（V11）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	22単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	27単位
シ 介護職員等処遇改善加算（V12）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	21単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	26単位

ス 介護職員等処遇改善加算（V13）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	18単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	22単位
セ 介護職員等処遇改善加算（V14）	
訪問型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	14単位
訪問型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	17単位

3 通所型サービス（指定相当通所型サービス）

（1）指定相当通所型サービス費

ア 指定相当通所型サービス費（Ⅰ）（1回につき）	436単位
イ 指定相当通所型サービス費（Ⅱ）（1回につき）	447単位

注1 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画（告示第84号第63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた指定相当通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものをいう。）として、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1人以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行う。

ア 指定相当通所型サービス費（Ⅰ）

要支援1の人にサービスを提供した場合

イ 指定相当通所型サービス費（Ⅱ）

要支援2の人にサービスを提供した場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは通所型短期集中サービスを受けている間は、指定相当通所型サービス費は算定しない。

注3 指定相当通所型サービスの月平均の利用者(当該指定相当通所型サービスを提供する事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))の事業又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。))の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定相当通所型サービス、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護の利用者)の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注4 指定相当通所型サービス事業所の看護職員(告示第84号第48条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。))又は介護職員の員数が、同項に定める員数を満たしていない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注5 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、1回につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注6 指定相当通所型サービスの提供回数は、介護予防支援サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画において必要とされた回数とし、要支援1の場合は週1回まで、要支援2の場合は週2回までとする。

注7 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、注5を算定している場合は、この限りでない。

注8 指定相当通所型サービス事業所において高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を

適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに市長に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、高齢者虐待防止措置未実施減算として利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定相当通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この注において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならないという基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで業務継続計画未策定減算として、利用者全員において所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に対し届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対して、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス従事者（告示第84条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。以下同じ）が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っている

こと。

(3) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。

(4) 栄養アセスメント加算

栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
-------------------	------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（次号の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を市長に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が告示第84号第4章の基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

(5) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	200単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状

態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が告示第84号第4章の基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
イ 口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位

注 告示第95号に適合しているものとして、市長に対し届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

(7) 一体的サービス提供加算

一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
--------------------	-------

注 告示第95号に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、この表に掲げる加算は算定しない。

(8) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	総合事業対象者・要支援1 88単位
	総合事業対象者・要支援2 176単位
イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	総合事業対象者・要支援1 72単位
	総合事業対象者・要支援2 144単位
ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	総合事業対象者・要支援1 24単位
	総合事業対象者・要支援2 48単位

注 告示第95号に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じてこの表に掲げる所定単位数を加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

(9) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位

注 告示第95号に適合しているものとして、市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては、1月につき、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

(10) 口腔・栄養スクリーニング加算

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき）	20単位
----------------------------	------

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき）	5単位
----------------------------	-----

注 告示第95号に適合する通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、この表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

（11）科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
--------------------	------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、厚生労働省に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直す等、指定相当通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定相当通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

（12）介護職員等処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数×92／1000
イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数×90／1000
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数×80／1000
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	所定単位数×64／1000

注1 告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 令和7年3月31日までの間、告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事

業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、次の表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等処遇改善加算（経過措置区分）

ア 介護職員等処遇改善加算（V1）（1月につき）	所定単位数×81／1000
イ 介護職員等処遇改善加算（V2）（1月につき）	所定単位数×76／1000
ウ 介護職員等処遇改善加算（V3）（1月につき）	所定単位数×79／1000
エ 介護職員等処遇改善加算（V4）（1月につき）	所定単位数×74／1000
オ 介護職員等処遇改善加算（V5）（1月につき）	所定単位数×65／1000
カ 介護職員等処遇改善加算（V6）（1月につき）	所定単位数×63／1000
キ 介護職員等処遇改善加算（V7）（1月につき）	所定単位数×56／1000
ク 介護職員等処遇改善加算（V8）（1月につき）	所定単位数×69／1000
ケ 介護職員等処遇改善加算（V9）（1月につき）	所定単位数×54／1000
コ 介護職員等処遇改善加算（V10）（1月につき）	所定単位数×45／1000
サ 介護職員等処遇改善加算（V11）（1月につき）	所定単位数×53／1000
シ 介護職員等処遇改善加算（V12）（1月につき）	所定単位数×43／1000
ス 介護職員等処遇改善加算（V13）（1月につき）	所定単位数×44／1000
セ 介護職員等処遇改善加算（V14）（1月につき）	所定単位数×33／1000

４ 通所型サービス（通所型緩和サービス）

（１）通所型緩和サービス費

ア 通所型緩和サービス費（Ⅰ）（1回につき）	233単位
イ 通所型緩和サービス費（Ⅱ）（1回につき）	291単位

注１ 第１号事業の人員等に関する基準要綱に規定する基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った通所型緩和サービス事業所（通所型緩和サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画に位置付けられた通所型緩和サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、通所型緩和サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

ア 通所型緩和サービス費（Ⅰ）

通所型緩和サービスの所要時間が2時間30分以上4時間未満の場合

イ 通所型緩和サービス費（Ⅱ）

通所型緩和サービスの所要時間が4時間以上6時間以内の場合

注2 利用者に対して、その居宅と通所型緩和サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき47単位を所定単位数に加算する。

注3 入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは通所型短期集中サービスを受けている間は、通所型緩和サービス費は、算定しない。

注5 通所型緩和サービスの提供回数は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画において必要とされた回数とし、総合事業対象者の場合は週1回又は週2回まで、要支援1の場合は週1回まで、要支援2の場合は週2回までとする。

注6 通所型緩和サービス事業所において、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに市長に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、高齢者虐待防止措置未実施減算として利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する通所型緩和サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この注において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならないという基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで業務継続計画未策定減算として、利用者全員において所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 介護職員等処遇改善加算

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	21単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	27単位
イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	21単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	26単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	19単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	23単位
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	15単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	19単位

注1 告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った通所型緩和サービス事業所が、利用者に対し、通所型緩和サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、この表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 令和7年3月31日までの間、告示第95号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、みよし市長に対し、届出を行った通所型緩和サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所型緩和サービスを行った場合は、告示第95号に掲げる区分に従い、次の表に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、同表に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、同表に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等処遇改善加算（経過措置区分）

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ1）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	19単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	24単位
イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ2）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	18単位

通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	22単位
ウ 介護職員等処遇改善加算（V3）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	18単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	23単位
エ 介護職員等処遇改善加算（V4）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	17単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	22単位
オ 介護職員等処遇改善加算（V5）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	15単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	19単位
カ 介護職員等処遇改善加算（V6）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	15単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	18単位
キ 介護職員等処遇改善加算（V7）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	13単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	16単位
ク 介護職員等処遇改善加算（V8）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	16単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	20単位
ケ 介護職員等処遇改善加算（V9）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	13単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	16単位
コ 介護職員等処遇改善加算（V10）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	10単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	13単位
サ 介護職員等処遇改善加算（V11）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	12単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	15単位

シ 介護職員等処遇改善加算（V12）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	10単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	13単位
ス 介護職員等処遇改善加算（V13）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	10単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	13単位
セ 介護職員等処遇改善加算（V14）	
通所型緩和サービス費（Ⅰ）を算定する場合（1回につき）	8単位
通所型緩和サービス費（Ⅱ）を算定する場合（1回につき）	10単位

5 通所型サービス（通所型短期集中サービス）

通所型短期集中サービス費

通所型短期集中サービス費（1回につき）	373単位
---------------------	-------

注1 第1号事業の人員等に関する基準要綱に規定する基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った通所型短期集中サービス事業所（通所型短期集中サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画に位置付けられた通所型短期集中サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注2 通所型短期集中サービスの利用対象者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画において、短期集中サービスの必要性が認められた者とする。

注3 利用者に対して、その居宅と通所短期集中サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき47単位を所定単位数に加算する。

注4 通所型短期集中サービスの提供回数は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント及び通所型サービス計画において必要とされた週2回までとし、最長3月までとする。ただし、3月時点の介護予防ケアマネジメントの結果及び機能訓練員による評価の結果、機能回復に特に効果又は必要があると認められるときは、最大6月まで利用できるものとする。

注5 第1号事業の人員等に関する基準要綱に規定する基準に適合しているとして、市長に対し届出を行った通所型短期集中サービス事業所において、通所型短期集中サービスを提供している時間に、従業者として専らその職務に従事する常勤の職員として、理学

療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している事業所については、1日につき15単位を所定単位数に加算する。

6 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント費

介護予防ケアマネジメント費（1月につき）	442単位
----------------------	-------

注1 介護予防ケアマネジメント費は、第1号事業の人員等に関する基準要綱第48条の規定に基づき、利用者に対して第1号介護予防支援事業の利用に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

注2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は算定しない。

注3 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを行う事業所をいう。）において、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに市長に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、高齢者虐待防止措置未実施減算として利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この注において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならないという基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで業務継続計画未策定減算として、利用者全員において所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 初回加算

初回加算（1月につき）	300単位
-------------	-------

注 みよし市が設置する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）において、新規に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算

委託連携加算	300単位
--------	-------

注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する

様式第1号(別表関係)

アセスメントシート

申請日		年 月 日		合計	
氏名					

基本項目	主生活支援者氏名	続柄	年齢	健康状態	居所	勤務	支援者なし 健康状態悪い or市外居住	1.0 1.0 0.5	小計
				普通・悪い() ○ ○	市内・市外 ○ ○	有・無 ○ ○			
	食生活支援者氏名	続柄	年齢	健康状態	居所	勤務	支援者なし 健康状態悪い or市外居住	1.0 1.0 0.5	
				普通・悪い() ○ ○	市内・市外 ○ ○	有・無 ○ ○			

社会活動・保健・移動	①この1年、市の健康教室等へ参加していますか	○ はい	○ いいえ	すべて2の場合0.5
	②この1年、公民館・婦人会・老人クラブ活動等に参加していますか	○ はい	○ いいえ	
	③この1年、趣味や各教室に参加していますか	○ はい	○ いいえ	

移動	①日用品を買う店まで ○徒歩 ○セーター ○自家用車 ○自転車・バイク ○バス・電車 ○タクシー又は人に頼む	①の6：0.5
	②病院に行くときは ○徒歩 ○セーター ○自家用車 ○自転車・バイク ○バス・電車 ○タクシー又は人に頼む	

生活スタイル	①1日誰と過ごすことが多いか	○ 家族 ○ 知人・友人 ○ ほとんどひとり	3が 少なく とも 1つ： 0.5	小計	
	②1週間に外出する頻度(通院以外)	○ 3回以上 ○ 1～2回 ○ あまり外出しない			
	③1週間に親戚・友人が来る頻度	○ 3回以上 ○ 1～2回 ○ あまり来ない			
	④歩行	:物につかまって歩いたり、杖を使用したりしていますか	○ はい ○ いいえ		1：0.5
	⑤食事の準備	:毎日、調理が自分で出来ていますか	○ はい ○ いいえ		2：0.5
	⑥買い物	:生活に必要な物を自分で買いに行けますか	○ はい ○ いいえ		2：0.5

精神面	①身の回りの乱れや汚れを気にしなくなりましたか	○ はい ○ いいえ	①～⑤のうち 1～2個該当：0.5 3個以上該当1.0
	②外出や食事の準備が難しくなりましたか	○ はい ○ いいえ	
	③金銭管理(日々の支払い行為等を含む)が難しくなってきましたか	○ はい ○ いいえ	
	④情緒が不安定になることが増えてきましたか	○ はい ○ いいえ	小計
	⑤一人きりになる(している)事が不安ですか	○ はい ○ いいえ	

食に関する情報	①食事回数	3食/日	一食：0.5
	②食料品の入手方法	☒ スーパー等 ☐ 移動販売 ☐ 配達 ☐ その他()	
	③ 家族()	○ できる (回/)	2：0.5
		○ できない ☐ 就労 ☐ 他に要介護者あり ☐ 家が遠い ☐ その他()	
	④ 家族()	○ できる (回/)	小計
		○ できない ☐ 就労 ☐ 他に要介護者あり ☐ 家が遠い ☐ その他()	
⑤ 家族()	○ できる (回/)	2：0.5	

その他特記すべき事項	

様式第2号(別表関係)

氏名

チェックシート

A	この3ヶ月間で1週間以上にわたる入院をしましたか？ (「はい」または「いいえ」に○をつける)	☐ はい	☐ いいえ
---	---	--------------------------	---------------------------

「はい」の場合、その理由は何ですか？(当てはまる理由に○をつける)		
・重い高血圧、脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)	☐ 該当	☐ 非該当
・心臓病(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)	☐ 該当	☐ 非該当
・糖尿病、呼吸器疾患などのため	☐ 該当	☐ 非該当
・骨粗鬆症や骨折、関節症などによる痛みのため	☐ 該当	☐ 非該当
・その他(具体的にご記入下さい)	☐ 該当	☐ 非該当
()		

B	あなたはかかりつけの医師等から「運動を含む日常生活を制限」されていますか？(「はい」または「いいえ」に○をつける)	☐ はい	☐ いいえ
---	---	--------------------------	---------------------------

「はい」の場合、その理由は何ですか？(当てはまる理由に○をつける)		
・重い高血圧、脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)	☐ 該当	☐ 非該当
・心臓病(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)	☐ 該当	☐ 非該当
・糖尿病、呼吸器疾患などのため	☐ 該当	☐ 非該当
・骨粗鬆症や骨折、関節症などによる痛みのため	☐ 該当	☐ 非該当
・その他(具体的にご記入下さい)	☐ 該当	☐ 非該当
()		

C	以下のご質問にお答えください(「はい」、「いいえ」、または「わからない」に○をつける)			
C1	この6ヶ月間以内に心臓発作または脳卒中を起こしましたか？	☐ はい	☐ いいえ	
C2	重い高血圧症(収縮期血圧180mmHg以上、拡張期血圧110mmHg以上)がありますか？	☐ はい	☐ いいえ	☐ わからない
C3	糖尿病で目が見えにくくなったり、腎機能が低下、あるいは低血糖発作などがあると指摘されていますか？	☐ はい	☐ いいえ	☐ わからない
C4	この1年間で心電図に異常があるといわれましたか？	☐ はい	☐ いいえ	☐ わからない
C5	家事や買い物あるいは散歩などでひどく息切れを感じますか？	☐ はい	☐ いいえ	
C6	この1ヵ月以内に急性な腰痛、膝痛などの痛みが発生し、今も続いていますか？	☐ はい	☐ いいえ	

D	あなたは自分の身体を丈夫にし、張りのある生活を送るための取り組みに興味がありますか？以下のご質問にお答え下さい。(「はい」または「いいえ」に○をつける)		
D1	足腰の衰えを予防するための取り組みをしてみたい。	☐ はい	☐ いいえ
D2	口の機能や肺炎の予防のための取り組みをしてみたい。	☐ はい	☐ いいえ
D3	栄養と体力の改善のための取り組みをしてみたい。	☐ はい	☐ いいえ
D4	認知予防のために脳機能を高める取り組みをしてみたい。	☐ はい	☐ いいえ
D5	気のあった人たちと仲間づくりをしてみたい。	☐ はい	☐ いいえ

判 定 基 準 表

分 類	判 定 対 象 項 目		摘 要		加 点	得 点
基本項目	世帯状況	利用者基本状況 「家族構成」	独居	○ 65～79歳	0.5	
				○ 80歳以上	1.0	
			○ 高齢者のみ(合算140歳以上)		0.5	
			○ 要介護者との同居世帯		0.5	
			○ 上記以外		0.0	
	主生活支援者	アセスメントシート 「主生活支援者」	有で市外居住者		0.5	
			無(有で健康状態の悪い援助者も含む)		1.0	
	食生活支援者	アセスメントシート 「主生活支援者」	有で市外居住者		0.5	
			無(有で健康状態の悪い援助者も含む)		1.0	
	障害高齢者の日常生活自立度	利用者基本状況 「日常生活自立度」	○ J2以上		0.5	
		○ J2未満				
認知症高齢者の日常生活自立度	利用者基本状況 「日常生活自立度」	○ II a以上		0.5		
		○ II a未満				
身体状況	外出・家事への影響のある疾患	利用者基本状況 「現病歴と経過」	○ 0個		0.0	
			○ 1～2個		0.5	
			○ 3個以上		1.0	
	体重 やせ：BMI18.5以下肥満：BMI25以上	基本チェックリスト 質問11および12	○ 非該当 BMIが「やせ」または「肥満」 ○ 体重の増減が2～3kg以上あるもの		0.5	
保健・ 社会活動	すべての項目	アセスメントシート 「保険・社会活動」①～③	すべて「2. いいえ」チェック		0.5	
移動手段	日用品	アセスメントシート 「移動」①	6にチェック		0.5	
生活スタイル	一日誰と過ごす時間が多い	アセスメントシート 「生活スタイル」①	「3. ほとんど一人」にチェック	どれか1つに チェック	0.5	
	一週間に外出する頻度(通院以外)	アセスメントシート 「生活スタイル」②	「3. あまり外出しない」に チェック			
	一週間に親戚・友人が来る頻度	アセスメントシート 「生活スタイル」③	「3. あまり来ない」にチェック			
	歩行	アセスメントシート 「生活スタイル」④	「1. はい」にチェック		0.5	
	食事の準備	アセスメントシート 「生活スタイル」⑤	「2. いいえ」にチェック		0.5	
	買い物	アセスメントシート 「生活スタイル」⑥	「2. いいえ」にチェック		0.5	
精神	①～⑤まで	アセスメントシート 「精神」①～⑤	1～2個	0.5		
			3個以上	1.0		
	②または③	アセスメントシート 「精神」②および③	②または③にチェック			0.5
食関連情報	食事回数		アセスメントシート 「食に関する情報」①	食事回数 1食/日	0.5	
	家族等支援状況	買い物	アセスメントシート 「食に関する情報」③	2にチェック	0.5	
		調理	アセスメントシート 「食に関する情報」④	2にチェック	0.5	
※上記項目については、利用者基本情報、基本チェックリストおよびアセスメントシートを基に加点するものとする。					(a)アセスメントシートの合計	
					(b)その他の項目の合計	
判定会議加算	疾患症状加算		判定会議	○ 未加算 ○ 判定加算	0.5	
	特記事項からの加算			○ 未加算 ○ 判定加算	0.5	
					(c)判定会議の合計	
氏名 _____					総計 (a) + (b) + (c)	

様式第 1 号 (別表関係)

様式第 2 号 (別表関係)

様式第 3 号 (別表関係)